

津市飲食事業者事業展開支援金交付要綱

令和2年10月1日訓第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の拡大に伴い、営業制限を強いられた飲食事業者を支援するとともに、中心市街地の機能及び利便性を維持することにより地域経済の回復を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「飲食事業者」とは、本市の区域内に店舗を有する飲食物を取り扱う事業者をいう。

2 この要綱において「ケータリング」とは、飲食の提供（会場の設営及び撤収を伴うものに限る。）を行うサービスをいう。

(名称)

第3条 第1条の支援金は、「飲食事業者事業展開支援金」（以下「支援金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 支援金は、次の各号のいずれにも該当する飲食事業者に対し、津市センターパレスホールを利用して飲食を伴う会議、会合、懇親会等（以下「飲食を伴う会議等」という。）を行う団体へのケータリングの実施に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 本市に事前登録を行っている者であること。
- (2) 令和2年9月1日から令和3年3月28日までの間にケータリングを実施した者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく三重県知事の飲食店営業の許可を受けている者であること。
- (5) 酒税法（昭和28年法律第6号）第9条第1項の規定に基づく津税務署

長の酒類販売業の免許を取得している者であること（酒類を取り扱う者である場合に限る。）。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力でない者又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 前項第1号の事前登録は、市長が別に定める登録申込書兼誓約書に同項第3号から第5号までに掲げる要件を満たすことが分かる書類を添えて行うものとする。

（支援金の額）

第5条 支援金は、次の各号に掲げる飲食を伴う会議等に参加した人数の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が交付対象経費の額を超えるときは、当該交付対象経費の額）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 20人以上50人未満 8万円
- (2) 50人以上100人未満 10万円
- (3) 100人以上 15万円

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、ケータリングを実施する日の前日（令和2年9月1日から同年10月1日までの間にケータリングを実施した場合は、同年11月30日）とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 交付対象経費が分かるもの
- (2) 契約書等の写し（会場設営等を他事業者と連携して行う場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条の市長が定める期日は、支援金の交付の申請をした者が規則第6条各項の規定による決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（実績の報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、ケータリングを実施した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3

月 29 日までのいずれか早い日（令和 2 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの間にケータリングを実施した場合は、同年 11 月 30 日）までに、ケータリングを実施したことが分かる書類を添えてこれを行わなければならない。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。